

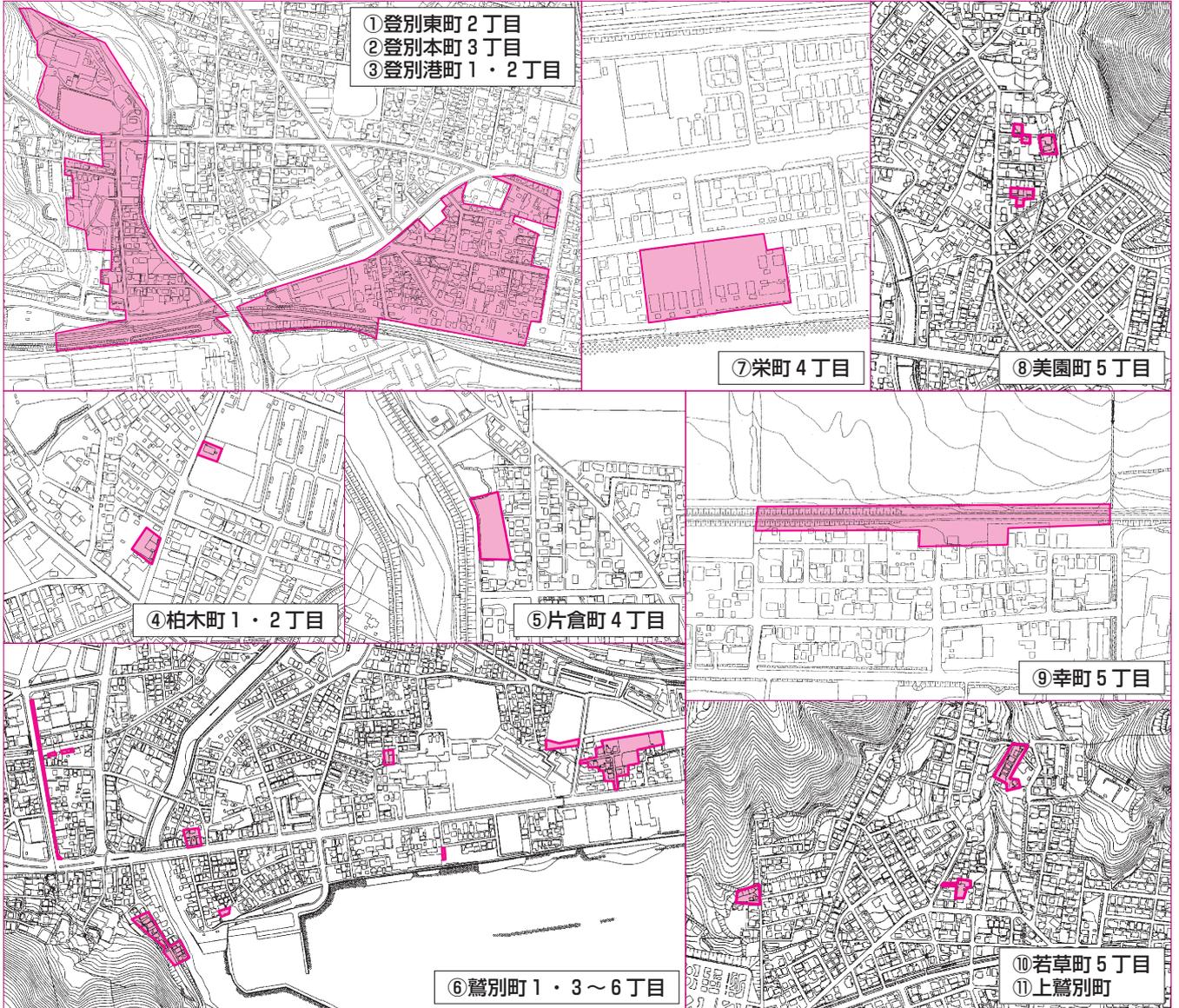
下水道事業

受益者負担金の賦課対象区域をお知らせします

※網掛けの部分が賦課対象区域です。

賦課対象区域

- ① 登別東町 2 丁目の一部
- ② 登別本町 3 丁目の一部
- ③ 登別港町 1・2 丁目の一部
- ④ 柏木町 1・2 丁目の一部
- ⑤ 片倉町 4 丁目の一部
- ⑥ 鷺別町 1・3～6 丁目の一部
- ⑦ 栄町 4 丁目の一部
- ⑧ 美園町 5 丁目の一部
- ⑨ 幸町 5 丁目の一部
- ⑩ 若草町 5 丁目の一部
- ⑪ 上鷺別町の一部



◆受益者負担金制度とは？

下水道が整備されると、快適に生活を営める環境になるので、土地の所有者に建設費の一部として、土地の面積に応じ一度だけ負担していただく制度です。皆様のご理解とご協力をお願いします。

◆負担金を納めていただく方は？

下水道が整備された区域内に土地を所有している方が対象となります。

◆負担金の額・支払方法は？

受益者負担金の額は、所有する土地の面積に単価（1平方メートルあたり525円）を乗じて算出します。支払いは、負担金総額を5年間に分割し、年4期（合計20回）に分けて納めていただきます。

◆受益者の申告手続きをお忘れなく

4月中旬、上図の受益者負担金賦課対象区域の土地を所有している方（受益者）に送付する受益者申告書に記入・押印の上、5月上旬までに下水道グループへ提出してください。

6月中旬、受益者の方に土地の面積、負担金額、納付期日などを記載した『受益者負担金決定通知書』、7月上旬に『受益者負担金納入通知書』を送付します。

問い合わせ

下水道グループ
(☎05 9 0 5 2)